



国部整計管第30号の5

平成17年4月13日

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 山元 峯生 様

国土交通省中部地方整備局長

大村 哲夫

土地収用法第22条の規定に基づく意見聴取について

平成16年11月30日付けで土地収用法第18条の規定に基づき事業認定の申請がありました静岡空港整備事業に関し、下記の事項についてご貴見を書面にて賜りますようご依頼申し上げます。

記

1. 静岡空港の路線想定について

- ① 新設空港において路線展開するか否かの判断及び路線ごとの便数の設定について、どのようなことを考慮していますか。
- ② 静岡空港の航空旅客需要に係るポテンシャルについてどのようにお考えですか。
その上で、静岡県の需要予測では、開港時に札幌（50万人）、福岡（24万人）、鹿児島（17万人）、那覇（15万人）の4路線で106万人が利用する予測結果となっていますが、この4路線の実現可能性とそれぞれの需要規模の妥当性についてどのようにお考えですか。
- ③ 静岡空港の需要予測では、運航便数の設定を札幌便4～6便、福岡便3～5便、鹿児島便3便、那覇便2便としています。全国的な航空機材の配備や運行の実状などから、この設定便数の可能性についてどのようにお考えですか。

2. 運賃設定について

- ① 航空運賃の決定に当たって、どのような事項を勘案されているのか、一般的な考え方をご教示願います。

- ② 大規模（基幹）空港か地方空港かの別により、航空運賃の決定に影響を与えることはありますか。
- ③ 静岡空港の需要予測における運賃設定は、競合関係にある羽田空港及び名古屋空港との距離比較により片道通常運賃を設定し、類似する地方空港の割引率を採用していますが、この設定方法の妥当性についてどのようにお考えですか。

3. 大型機の就航の可能性について

全国的な機材の配備や運行の実状などから静岡空港に大型機が就航する可能性についてはどのようにお考えですか。

【添付資料】

- ・ 静岡空港の需要予測等再試算調査報告書（平成 15 年 4 月 静岡空港需要等検討委員会）

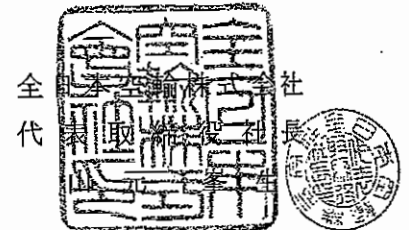


MNP 第 05-048 号

平成 17 年 4 月 28 日

全日本空輸株式会社

国 土 交 通 省
中 部 地 方 整 備 局 長
大 村 哲 夫 様



土地収用法第 22 条の規定に基づく意見聴取について

平成 17 年 4 月 13 日付けでお問合せのございました土地収用法第 22 条の規定に基づく意見聴取につきまして以下の通り回答させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 静岡空港の路線想定について

- ① 新規空港開設時には、航空需要および事業採算性、将来性などを総合的に検証し、新空港乗り入れの判断を行っております。便数設定は需要規模、路線特性等を考慮し決定しています。
- ② 静岡空港は後背地人口、富士・伊豆などの国際的な観光資源を有し、各種産業の集積地であることから一定規模の航空需要が見込まれます。現時点では路線ごとの精査を行うには至っていないものの、これらの路線開設の可能性はあるものと思料致します。
- ③ 運航便数は旅客・貨物需要、利用者ニーズ、路線採算性によって決定されます。一般に観光需要の高い路線では最低でも朝夕 2 便あるいはそれ以上、ビジネス需要の高い路線では多頻度の運航が期待されますが、本邦航空会社は羽田、伊丹を基地としており静岡空港からの路線開設にあたっては、ダイヤ編成に工夫が必要となります。

2. 運賃設定について

- ① 航空運賃の設定については、需要面、必要経費、他交通機関との競合関係等を総合的に勘案し決定しております。
- ② 運賃決定には空港コストも重要な要素である点は事実ですが、隣接する空港との競合関係等も考慮しながら決定しております。また空港コストは空港規模によってのみ決定されるものではありません。従って空港規模によって運賃が決定されるわけではありません。
- ③ 現行、静岡地区航空利用者は羽田または名古屋空港を使用していることから、静岡空港発着航空運賃は2空港の運賃を考慮した設定となることが予想されます。営業割引運賃の割引率については需要動向、競争環境などを総合的に考慮した上で決定しております。また静岡空港の需要予測での想定営業割引運賃については、大幅な割引率ではないため不合理な内容ではないものと考えられます。

3. 大型機の就航の可能性について

大型機の運航については需要動向、採算性を考慮して決定しております。また定期便以外にも 2500 メートル滑走路を有することからさまざまな活用方法が考えられ、国際チャーター便の運航などの可能性も考慮に入れる必要があります。

以上